

ニーズ別保証制度一覧表

2026 年 6 月 1 日 現在

保証制度名	対象者	融資限度額	保証期間(据置期間)		貸付利率	責任共有	信用保証料率（％）									
			保証料率区分													
			1	2			3	4	5	6	7	8	9			
【 創業・事業承継をされる方向け 】																
スタートアップ創出促進保証 （ＳＳＳ保証） S S S保証 S S S保証協調	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 なお、保証申込受付時点において税務申告 1 期末終了の方は、創業資金総額の 1 ／ 1 0 以上の自己資金を有していることが必要。 ① 事業を営んでいない個人で、2 か月以内（認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は 6 か月以内）に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する ② 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する ③ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していない会社 ④ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、設立から 5 年を経過していない ⑤ 事業開始から 5 年を経過しない個人が自らの事業を法人化した会社で、当該個人が事業を開始した日から 5 年を経過していない	3, 5 0 0 万円	1 0 年以内 （1 年以内） 据置期間： 申込金融機関において本保証付融資と同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は 3 年以内		金融機関所定	対象外	1.05									
【県制度】 新規創業融資 経営者保証免除タイプ 県創業S 県創業S協調	① 事業を営んでいない個人で、2 か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有する ② 事業を営んでいない個人によって設立された会社で、設立後 1 年を経過しないもの ③ 事業開始から 1 年を経過しない個人が自らの事業を法人化した会社で、当該個人が事業を開始した日から 1 年を経過していない なお、保証申込受付時点において税務申告 1 期末終了の方は、創業資金総額の 1 ／ 1 0 以上の自己資金を有していることが必要。	2, 0 0 0 万円	7 年以内 （1 年以内）	1 0 年以内 （1 年以内） 据置期間： 申込金融機関において本保証付融資と同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は 2 年以内	7 年以内 1. 7 5 ％ 7 年超 1. 8 5 ％	対象外	0.78 （保証料補助 0.58％あり）									
【県制度】 新規創業融資 一般タイプ 県創業	① 事業を営んでいない個人で、1 か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する ② 事業を営んでいない個人で、2 か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有する ③ 事業を営んでいない個人で、事業開始後 1 年を経過していない ④ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立後 1 年を経過しない ⑤ 事業開始から 1 年を経過しない個人が自らの事業を法人化した会社で、当該個人が事業を開始した日から 1 年を経過していない	2, 0 0 0 万円	7 年以内 （1 年以内）	1 0 年以内 （2 年以内）	7 年以内 1. 7 5 ％ 7 年超 1. 8 5 ％	対象外	0.58 （保証料補助 0.58％あり）									
創業関連保証 創業関連	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 ① 事業を営んでいない個人で、1 か月以内（※）に新たに事業を開始する具体的計画を有する ② 事業を営んでいない個人で、2 か月以内（※）に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する ③ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する ④ 事業を営んでいない個人で、事業を開始以後 5 年を経過していない ⑤ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立後 5 年を経過していない ⑥ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、設立後 5 年を経過していない ⑦ 事業開始から 5 年を経過しない個人が自らの事業を法人化した会社で、当該個人が事業を開始した日から 5 年を経過していない ※ 認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は 6 月以内	3, 5 0 0 万円	1 0 年以内 （1 年以内）		金融機関所定	対象外	0.85									
【丸亀市制度】 丸亀市創業支援融資制度 丸亀創業	丸亀市内で新規に事業を開始しようとする方で、市町村税の滞納がなく、丸亀商工会議所等の専門相談員から「創業計画書」等について指導を受けており、次のいずれかに該当する方 ① 事業を営んでいない個人で、借入金額の 3 分の 1 以上の自己資金を有し、1 か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する ② 事業を営んでいない個人で、事業開始後 1 年を経過していない ③ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立後 1 年を経過しない	7 0 0 万円 （創業関連保証と合わせて融資残高合計： 3, 5 0 0 万円以内）	5 年以内 （6 か月以内）		1. 5 0 ％	対象外	0.58									
							丸亀市の保証料及び利子補給あり									
事業承継特別保証 承継特別 1 ～ 4	次の①または②に該当し、かつ③に該当する方 ただし、本制度を既に利用している方は、上記に加え、本制度 1 回目の保証日から 3 年以内に保証申込みを行うものに限る。 ① 保証申込受付日から 3 年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ② 令和 2 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から 3 年を経過していないもの ③ 次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと ア 資産超過であること イ E B I T D A 有利子負債倍率（注）が 15 倍以内であること ※E B I T D A 有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと	2 億 8, 0 0 0 万円 （組合 4 億 8, 0 0 0 万円）	一括返済 1 年以内 分割返済 1 0 年以内 （1 年以内）		金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
							経営支援コーディネーターの確認を受けた場合									
							1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	

ニーズ別保証制度一覧表

2026年6月1日 現在

保証制度名	対象者	融資限度額	保証期間(据置期間)		貸付利率	責任共有	信用保証料率（％）										
			保証料率区分														
			1	2			3	4	5	6	7	8	9				
【 小規模事業者向け 】																	
小口零細企業保証 全国小口	小規模事業者：常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする企業にあつては5人。ただし、中小企業信用保険法施行令に規定する政令特例業種については政令で定める数)以下の企業 ※【県制度】の場合、県内で1年以上引き続いて同一事業を営む小規模企業者	2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (2年以内)		金融機関所定	対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
		2,000万円	10年以内 (2年以内)		7年以内 2.00％ 7年超 2.30％	対象外	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45		
【県制度】 小口零細企業融資 県小口1	県内において事業を営む小規模企業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内		2.1％	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40		
セーフティネット：0.60																	
対象外					セーフティネット：0.60												
保証料及び利子補給の有無は市町の定めるところによる																	
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資 高松緊急 高松緊セ	次の①～③を満たしており、アもしくはイに該当する方 ① 継続して6か月以上、市内に住所及び事業所を有し、かつ、同一事業を営む小規模事業者 ② 市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している小規模事業者 ③ 高松市中小企業融資制度の連帯保証人になっていない小規模事業者 ア 直近3か月間又は6か月間の売上高が、直近3か年のいずれかの同期に比べ5％以上減少している イ 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、直近3か月間又は6か月間、若しくは、直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期に比べ5ポイント以上減少している	500万円	6年以内 (6か月以内)	—	2.1％	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40		
						セーフティネット：0.60											
					対象外	セーフティネット：0.60											
高松市の保証料及び利子補給あり																	
【 一般的な事業資金を検討の方向け 】																	
普通保証 普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	20年以内		金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 経営関1～8	中小企業信用保険法で定める次の要因によって経営の安定に支障が生じている方（市町の認定書が必要） 1号：連鎖倒産防止 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 3号：突発的災害（事故等） 4号：突発的災害（自然災害等） 5号：業況の悪化している業種（全国的） 6号：取引金融機関の破綻 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	20年以内		金融機関所定	対象	0.75										
						対象外	0.85										
【県制度】 経営安定融資 (一般タイプ) 長期資金 経安長期 経安長セ	県内に事業所を有し、6か月以上引き続いて同一事業を営む	8,000万円	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (1年以内)	7年以内 2.10％以内 7年超 2.20％以内	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40		
						セーフティネット：0.60											
							対象外	セーフティネット：0.60									
【県制度】 経営安定融資 (一般タイプ) 短期資金 経安短期 経安短セ		1,000万円	1年以内	—	2.00％以内	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40		
	セーフティネット：0.60																
							対象外	セーフティネット：0.60									
【県制度】 経済変動対策融資 県経変3、4 県変3セ 県変4セ	県内で1年以上引き続いて同一事業を営み、次のいずれかに該当する方 ① セーフティネット保証の対象となる方 ② 最近3か月間又は6か月間の売上高が直近3か年のいずれかの同期に比べて5％以上減少している ③ 取引先の倒産により債権回収が困難になっている ④ 最近3か月若しくは6か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期に比べて5ポイント以上減少している ⑤ 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期に比べて5％以上減少している ⑥ 最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期に比べて10％以上減少し、かつ、今後2か月間で見込まれる売上高の合計が直近3か年のいずれかの同期に比べて5％以上減少する見込み ⑦ 最近1か月の売上高総利益率又は営業利益率が直近3か年のいずれかの同期に比べて10ポイント以上減少し、かつ、今後2か月間で見込まれる売上高総利益率又は営業利益率の合計が直近3か年のいずれかの同期に比べて5ポイント以上減少する見込み	8,000万円	10年以内 (3年以内)	—	7年以内 1.50％ 7年超 1.80％	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40		
						セーフティネット：0.60											
							対象外	セーフティネット：0.60									

ニーズ別保証制度一覧表

2026 年 6 月 1 日 現在

保証制度名	対象者	融資限度額	保証期間(据置期間)		貸付利率	責任共有	信用保証料率（％）									
			保証料率区分													
			1	2			3	4	5	6	7	8	9			
【 経営者保証不要な借入を検討の方向け 】																
事業者選択型経営者保証非提供制度	次の要件のいずれにも該当する方 ただし、法人の設立後最初の事業年度の決算がない法人は（１）、（２）及び（３）、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人は（３）の要件は問いません なお、県制度の場合は、県内に事業所を有し、６か月以上引き続いて同一事業を営む方 （１）信用保証協会への申込日以前２年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が２年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している （２）申込日の直前の決算において、代表者(代表者に準ずる者を含む。以降、「代表者等」という。)への貸付金等がなく、かつ、代表者等への役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていない （３）次の両方又はいずれかを満たす ① 申込日の直前の決算において債務超過でない ② 申込日の直前２期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない （４）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出している ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者等への貸付金等がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者等への役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと （５）信用保証料率の引上げ（※）により経営者保証を提供しないことを希望している ※引上げ率 対象者１（（３）①及び②のいずれにも該当する方） ：０.２５％引上げ 対象者２（（３）①又は②のいずれか一方のみに該当する方、又は法人の設立後２事業年度の決算がない方） ：０.４５％引上げ 対象の信用保険：無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険	左記要件を満たす方は、下記の保証制度以外においても、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できます。 ※引上げ率 対象者１：０.２５％ 対象者２：０.４５％														
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 （国補助制度）		8,000万円 （セーフティネット保証４号又は５号利用の場合、上記とは別に8,000万円）	一括返済 １年以内 分割返済 １０年以内 （１年以内）		金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
対象外						セーフティネット：0.75										
対象外						セーフティネット：0.85										
国補助選択型A	上記保証料率にそれぞれ次の引上げを適用 対象者１：0.25％ 対象者２：0.45％															
【県制度】経営安定融資 （経保免除タイプ）長期資金	8,000万円	7年以内 （6か月以内）	１０年以内 （１年以内）	7年以内 ２.１０％以内 7年超 ２.２０％以内	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40		
対象外					セーフティネット：0.60											
経安長期国補助					上記保証料率にそれぞれ次の引上げを適用 対象者１：0.25％ 対象者２：0.45％											
【県制度】経営安定融資 （経保免除タイプ）短期資金	※「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度）」「【県制度】経営安定融資（経保免除タイプ）長期資金」「【県制度】経営安定融資（経保免除タイプ）短期資金」の保証料補助について 申込日に応じて、国が下記の保証料を補助 令和7年4月1日～令和8年3月31日：0.１０％ 令和8年4月1日～令和9年3月31日：0.０５％	1,000万円	1年以内	—	2.00％以内	対象	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	
対象外						セーフティネット：0.60										
経安短期国補助						上記保証料率にそれぞれ次の引上げを適用 対象者１：0.25％ 対象者２：0.45％										
財務要件型無保証人保証	次の（１）から（３）において、それぞれ①又は②のいずれか、及び③又は④のいずれかを充足する方 （１）純資産額が5千万円以上3億円未満の方の場合 ① 自己資本比率が20パーセント以上 ② 純資産倍率が2. 0倍以上 ③ 使用総資本事業利益率が10パーセント以上 ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが2. 0倍以上 （２）純資産額が3億円以上5億円未満の方の場合 ① 自己資本比率が20パーセント以上 ② 純資産倍率が1. 5倍以上 ③ 使用総資本事業利益率が10パーセント以上 ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1. 5倍以上 （３）純資産額が5億円以上の方の場合 ① 自己資本比率が15パーセント以上 ② 純資産倍率が1. 5倍以上 ③ 使用総資本事業利益率が5パーセント以上 ④ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1. 0倍以上	2億8,000万円 （組合4億8,000万円）	一括返済 ２年以内 分割返済 ７年以内 （１年以内）		金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
財務型																
プロパー融資借換特別保証	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の①から④全ての要件を満たす法人 （①から③は、信用保証協会への申込日の直前の決算、④については、信用保証協会への申込日（※）基準） ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと （※）申込日が、危機関連保証の指定期間中である場合は、当該期間の始期の前日でも差し支えない	2億8,000万円 （組合4億8,000万円）	一括返済： １年以内 分割返済： １０年以内 （１年以内）	—	金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
プロパー借換																

ニーズ別保証制度一覧表

2026 年 6 月 1 日 現在

保証制度名	対象者	融資限度額	保証期間(据置期間)		貸付利率	責任共有	信用保証料率（％）									
							保証料率区分									
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	
経営力強化保証 経営力強化 1 ～ 6	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方 (セーフティネットの利用は、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限ります。)	2 億 8, 0 0 0 万円 (組合 4 億 8, 0 0 0 万円)	一括返済 1 年以内 分割返済 運転 5 年以内 設備 7 年以内 保証付き既往借入金を借り換える場合： 1 0 年以内（1 年以内）		金融機関所定	対象	1. 75	1. 60	1. 40	1. 25	1. 05	0. 95	0. 85	0. 65	0. 45	
事業再生計画実施関連保証 改善サポート 1 ～ 5	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、事業の再生を図る方	2 億 8, 0 0 0 万円 (組合 4 億 8, 0 0 0 万円)	一括返済 1 年以内 分割返済 1 5 年以内 (1 年以内)		金融機関所定	対象	0. 80									
						対象外	1. 00									
【県制度】 中小企業再生支援融資 一般タイプ 県再生 1 ～ 3	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、事業の再生を図る方	8, 0 0 0 万円	1 0 年以内 (1 年以内)		7 年以内 2. 0 0 % 7 年超 2. 1 0 %	対象	0. 80									
						対象外	1. 00									
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型) 改善サボ経再 1 ～ 6	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、事業の再生を図る方	2 億 8, 0 0 0 万円 (組合 4 億 8, 0 0 0 万円)	一括返済 1 年以内 分割返済 1 5 年以内 (3 年以内)		金融機関所定	対象	0. 80 (保証料補助 0. 5%あり)									
						対象外	1. 00 (保証料補助 0. 7%あり)									
						経保免除対応を適用する場合：上乗せする 0. 2%も補助										
【県制度】 中小企業再生支援融資 経営改善・再生支援強化タイプ 県再生 4 ～ 7	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、事業の再生を図る方	8, 0 0 0 万円	1 5 年以内 (3 年以内)		7 年以内 2. 0 0 % 7 年超 2. 1 0 %	対象	0. 80 (保証料補助 0. 5%あり)									
						対象外	1. 00 (保証料補助 0. 7%あり)									
						経保免除対応を適用する場合：上乗せする 0. 2%も補助										
【 その他 】																
【県制度】 経済変動対策融資 (原油価格・物価高騰等対応分) 県経変 8 対物価	県内で 1 年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、中東情勢の影響により次の要件のいずれかに該当するもの ① セーフティネット保証の対象となる方 ② 最近 3 か月間又は 6 か月間の売上高が直近 3 か年のいずれかの同期に比べて 5 %以上減少している ③ 取引先の倒産により債権回収が困難になっている ④ 最近 3 か月若しくは 6 か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期に比べて 5 ポイント以上減少している ⑤ 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近 1 か月の売上高が直近 3 か年のいずれかの同期に比べて 5 %以上減少している ⑥ 最近 1 か月の売上高が直近 3 か年のいずれかの同期に比べて 5 %以上減少し、かつ、今後 2 か月間で見込まれる売上高の合計が直近 3 か年のいずれかの同期に比べて 5 %以上減少する見込み ⑦ 最近 1 か月の売上高総利益率又は営業利益率が直近 3 か年のいずれかの同期に比べて 5 ポイント以上減少し、かつ、今後 2 か月間で見込まれる売上高総利益率又は営業利益率の合計が直近 3 か年のいずれかの同期に比べて 5 ポイント以上減少する見込み	8, 0 0 0 万円	1 0 年以内 (3 年以内)	—	7 年以内 1. 5 0 % 7 年超 1. 8 0 %	対象	1. 55	1. 45	1. 25	1. 05	0. 90	0. 85	0. 70	0. 55	0. 40	
セーフティネット：0. 60																
セーフティネット：0. 60																
【県制度】 子育て応援企業支援融資 子育て応援	県内に事業所を有し、6 か月以上引き続いて同一事業を営む方で次のいずれかに該当する方 (1) 香川県から、子育て行動計画策定企業認証マークを取得 (2) 国から、プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定のいずれかの認定を取得	8, 0 0 0 万円 (運転 5, 0 0 0 万円)	7 年以内 (1 年以内)	1 0 年以内 (1 年以内)	7 年以内 1. 6 0 %以内 7 年超 1. 7 0 %以内	対象	1. 50	1. 40	1. 20	1. 00	0. 85	0. 80	0. 65	0. 50	0. 35	
【県制度】 BCP 策定企業融資 県 B C P	県内に事業所を有し、6 か月以上引き続いて同一事業を営む方で B C P (事業継続計画)を策定し、申込日において次の要件のいずれかに該当する方 (1) 香川県 B C P 優良取組事業所認定制度に基づき、香川県から認定を受け、かつ認定証の有効期間内の方 (2) 香川県建設業 B C P 認定制度に基づき、香川県から認定を受け、かつ認定証の有効期間内の方	8, 0 0 0 万円 (運転 5, 0 0 0 万円)	7 年以内 (1 年以内)	1 0 年以内 (1 年以内)	対象者 (1) 7 年以内 1. 6 0 %以内 7 年超 1. 7 0 %以内	対象	0. 85	0. 75	0. 55	0. 35	0. 25	0. 24	0. 23	0. 22	0. 21	
					対象者 (2) 7 年以内 1. 8 0 %以内 7 年超 1. 9 0 %以内		1. 40	1. 30	1. 10	0. 90	0. 75	0. 70	0. 55	0. 40	0. 25	

ニーズ別保証制度一覧表

2026 年 6 月 1 日 現在

保証制度名	対象者	融資限度額	保証期間(据置期間)		貸付利率	責任共有	信用保証料率（％）								
							保証料率区分								
			運転	設備			1	2	3	4	5	6	7	8	9
ぐるり瀬戸内活性化保証 せとうち保証	次の要件をいずれも満たす方 （１）せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員である （２）一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている	5,000万円	一括返済 分割返済 （1年以内）	1年以内 10年以内 （1年以内）	金融機関所定	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

◆保証料補助率一覧表（％）

保証制度名	対象者	申込日	1 区分	2 区分	3 区分	4 区分	5 区分	6 区分	7 区分	8 区分	9 区分
モニタリング強化型特別保証	－	令和 8 年 3 月 1 6 日から令和 9 年 3 月 3 1 日	0. 95	0. 87	0. 77	0. 67	0. 57	0. 50	0. 40	0. 30	0. 22
協調支援型特別保証	対象者①の申込日	令和 7 年 3 月 1 4 日から令和 8 年 3 月 3 1 日	0. 95	0. 87	0. 77	0. 67	0. 57	0. 50	0. 40	0. 30	0. 22
		令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日	0. 63	0. 58	0. 51	0. 45	0. 38	0. 33	0. 26	0. 20	0. 15
		令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日	0. 47	0. 43	0. 38	0. 33	0. 28	0. 25	0. 20	0. 15	0. 11
	対象者②	－	0. 47	0. 43	0. 38	0. 33	0. 28	0. 25	0. 20	0. 15	0. 11